

令和3年第1回笠松町議会臨時会会議録

令和3年5月7日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	7 番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治

教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
税 務 課 長	田 島 直 樹
企 画 課 長	山 内 明
福祉子ども課長	花 村 定 行
郡教委総務課長	石 川 恵

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第1号）

令和3年5月7日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第32号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第5 第33号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 日程第6 第34号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第35号議案 岐阜県地方競馬組合理約の変更に関する協議について
- 日程第8 第36号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和3年第1回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 川 島 功 士 議員

8番 岡 田 文 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より令和2年度2月分及び3月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、羽島郡町村議会議長会の会長が4月1日付をもって笠松町議会議長に代わりました。副会長は、岐南町議会議長でございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第32号議案から日程第8 第36号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第32号議案から日程第8、第36号議案までの5議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、専決処分の承認2件、笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例1件、岐阜県地方競馬組合規約の変更に関する協議1件、令和3年度笠松町一般会計補正予算1件、以上、5件の案件であります。

このうち議案書14ページの第34号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、岐阜県地方競馬組合における不適切事案に鑑み、同組合の管理者であり同組合の構成団体の長としての責任から、町長の給料を減額することに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

また、議案書15ページの第35号議案 岐阜県地方競馬組合規約の変更に関する協議につきましては、先ほど申し上げました理由に加えまして国からの指導により、管理者を笠松町長から岐阜県副知事の職にある者で岐阜県知事が指名するものに変更するなど、競馬組合規約を変更することに伴い、町議会の議決を要するものであります。

詳細につきましては副町長より説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 改めまして、おはようございます。

臨時の議会でございますが、議案書は薄いんですが、内容が多岐にわたっており結構ございます。順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず議案書の1ページ、第32号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

令和3年3月31日に専決をさせていただきました。地方税法等の一部を改正する法律と、それから地方税法施行令等の一部を改正する政令、これがそれぞれ令和3年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産税、個人町民税、それから軽自動車税について、それぞれ所要の規定整備を行うものでございます。

まず固定資産税ですが、議案資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続等でございます。

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度における価格の下落修正を行う措置を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものであります。

また、その下の第11、第12条のところでございますが、コロナ禍における納税者の負担感に配慮して、負担調整措置により税額が増加する宅地等及び農地について、令和3年度に限り前年度の税額に据え置くこととするものであります。附則の第11条、第12条の関係でございます。

また、資料 2 ページの個人町民税でございますが、住宅ローン控除の特例の延長等を行います。こちらでもコロナ禍における住宅投資喚起のため、消費税10%への引上げに伴う反動減対策の上乗せとして措置された控除期間13年の特例期間を、従来は令和 2 年度末入居者であったものを延長して、一定の期間に契約した場合は令和 4 年末までの入居者を対象とする。また、この延長した部分に限り合計所得金額1,000万円以下の者については、床面積40平方メートルから50平方メートルまでの住宅も対象とするものであります。

次に、資料 3 ページの中ほどであります。軽自動車税であります。まず環境性能割の臨時的軽減の延長としまして、コロナ禍における経済対策として軽自動車取得時の負担軽減を図るため、環境性能割の税率の適用区分を見直し、臨時的軽減措置を令和 3 年 3 月 31 日までであったものを、令和 3 年 12 月 31 日までの取得が対象というように 9 か月延長いたします。

それから資料の 4 ページの附則の第30条のところですが、種別割のグリーン化特例の重点化及び特例期限の延長を行います。こちらは営業用乗用車における環境性能の高い車両の一層の取得促進を図るため、種別割に係るグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の適用期限を従来は令和 2 年度末であったものを令和 4 年度末まで 2 年間延長するものであります。

議案の 6 ページの附則のところでございますが、施行期日でございますが、全体的には令和 3 年 4 月 1 日が施行でございますが、ただし、内容によって令和 4 年 1 月 1 日と令和 6 年 1 月 1 日というように施行が違っております。後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に、議案書の 9 ページでございますが、第33号議案 令和 3 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。

令和 3 年 4 月 14 日に専決をさせていただきました。

補正額は1,461万9,000円であります。

2 つの補正を行っております。

まず13ページの歳出のところでございますが、第 4 款 衛生費、第 1 項 保健衛生費、第 2 目 予防費におきまして、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種会場への移動手段として、5 月から 9 月までの 5 か月間に限り、公共施設巡回町民バスの日曜・祝日の運行を 2 時間に 1 便から平日と同様の 1 時間に 1 便の運行とするため、委託料を81万9,000円増額させていただきました。24日分を計上させていただきました。

また、町内の自宅等とワクチン接種会場の移動のみに使用できるタクシークーポン券、往復でございますが、これを接種案内に併せて配付するため、補助金を1,380万円計上させていた

だきました。

運営につきましては、契約の相手先、補助の相手先でございますが、町内に営業区域を有し、協議及び合意した運行計画に基づいて運行するタクシーまたは福祉タクシー事業者を予定しております。

御参考までに利用の流れでございますが、利用者自らが電話予約していただき、その際にワクチン接種目的であるものを伝え、利用時にクーポン券とともに自己負担金を200円支払っていただく制度としております。その差額分をタクシー会社へ補助するという制度といたしました。平均運賃として2,100円を予定しております。利用率は3割を見込みました。

なお、参考までに、5月2日と3日に467人の方が接種を受けられましたが、延べ127台の利用がございました。大まかに13%の利用であったかなと思っております。

財源につきましては、全額国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただきます。

続きまして、14ページの第34号議案でございますが、笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正等の理由につきましては冒頭で町長が触れましたとおりでありまして、岐阜県地方競馬組合における不適切事案に鑑み、町長の給料を減額することに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

内容といたしましては、議案の14ページでございますように、附則に第5項及び第6項を追加するもので、第5項では、令和3年5月1日から令和3年7月31日までの3か月間における町長の給料月額を、別表に定める額から100分の10を減ずる旨を規定するものであります。

第6項では、期末手当の算定の基礎となる給料月額は別表に規定する額とするということで、つまり、期末手当には影響はしないという規定文でございます。

施行期日は公布の日で、令和3年5月1日適用であります。

今回の措置は社会情勢の影響による減額ではなく、また対象者が町長1人に限られますから、本人が意としたものであり大勢に影響が及ぶものではないため、遡及適用の許容範囲であるということから5月1日の適用とさせていただいております。

続きまして、15ページの第35号議案であります。岐阜県地方競馬組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜県地方競馬組合規約についても岐阜県地方競馬組合の管理者を変更する等のため、所要の規定整備を行うものであります。理由につきましては町長が申し上げたとおりでございます。

まず第8条の第2項で、管理者を「笠松町長の職にある者」から「岐阜県副知事の職にある者で岐阜県知事が指名するもの」に変更するものであります。

また、第8条第3項で副管理者を、従来は岐南町長の職にある者及び管理者が組合議会の同

意を得て選任した者から笠松町長の職にある者及び岐南町長の職にある者に変更します。

また、第8条の第5項では管理者及び副管理者の任期について規定しておりまして、管理者、副管理者ともに、その職の任期に変更するものでございます。

施行期日は附則にございますように、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行するということになります。

続きまして、16ページの第36号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回4,722万2,000円の増額の補正をさせていただきます。

大きく2つの内容でございまして、一つは、ただいま34号議案でございました常勤の特別職の給与の改正に伴うものと、それからもう一つは、新型コロナウイルス感染症対策、この関係で11件の補正をさせていただきます。

なお、この新型コロナウイルス感染症対策の関係でございますが、令和3年度配分の予定額につきましては1億982万9,000円でございますが、先ほどの専決で1,461万9,000円、それからこれから御説明申し上げます関係で4,751万7,000円の補正をさせていただくというものでございます。

まず内容の説明をさせていただきますが、19ページの歳出のほうから御説明申し上げます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、これにつきましては町長の令和3年5月から7月の3か月間、給料の1割を減額することに伴い、人件費であります給料、共済費、職員退職手当組合負担金を合計で29万5,000円減額するという内容でございます。

これ以降は全てコロナ対策の関係でございます。

まず第3目の財産管理費でございますが、こちらはコロナ禍における地域住民の一時的な避難場所の確保及び、新型コロナウイルス感染症対策物資や資材の保管スペースを確保するため門間倉庫の不要品を処分するとともに、老朽化により雨漏り等の修繕が必要なことに伴う諸経費を合計で297万7,000円計上するものであります。

まず手数料につきましては、テレビ、タイヤ、冷蔵庫等の処分手数料を2万円見ております。委託料につきましては、門間倉庫の屋根改修工事設計監理委託料として245万5,200円を計上しております。工事費用につきましては、次の段階でまた補正対応させていただきますので、その節はよろしくお願いいたします。また、粗大ごみの収集委託料として50万円強を見させていただいております。

それから第2項の企画費、第1目の企画総務費ですが、こちらにつきましては中高生をターゲットにした起業家育成事業を展開し、コロナ禍終息後の次世代産業の担い手を育成することで地域産業の活性化を図るため、委託料を計上しております。官学連携青少年キャリアサポート業務委託料ということで、人材育成を業とする実績のある会社に委託することを考えており

まして、企画運営、講義、ワークショップ、そして、ウェブとかパンフレットの作成費用として合計で110万円を計上させていただきました。

また、ホームページデザイン修正作業委託料として400万円ほど補正しておりますが、現在の町公式ホームページはデザインがパソコン版主体であるため、スマホでは見にくい状況があるためスマホ表示を主体にリニューアルするとともに、振り仮名表示を強化し、より利用しやすいようにするための委託料を計上しております。

また、かわまちづくり計画策定業務委託料として660万円を計上しておりますが、こちらはポストコロナ社会において多くのニーズが見込まれる笠松みなと公園を中心に、かわまちづくり計画、どんなことが河川で行えるかを盛り込んだ計画でございますが、これを策定し、昨年の計画で提案あるいは感触のよかった事業の社会実験等の官民連携事業を展開することで、新たなにぎわい創出をするための委託料を計上させていただいております。

それから、その下のネットワーク回線使用料とかWi-Fi工事の関係の予算がありますが、従来は箱物だけでございましたが、今回公園にもフリーWi-Fiを整備することで利便性、魅力の向上を図り、若者、親子連れなど来園者の増加を促進するため、そのための所要経費を340万4,000円計上させていただきました。

場所につきましては、みなと公園に2台、運動公園に1台のアクセスポイントを設置する予定であります。

それから20ページの第3款 民生費、第1目 社会福祉費、第3目 老人福祉費でございますが、こちらにも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉じ籠もりがちな高齢者の安否を確認するとともに地元銘菓の再認識及び支援のため、笠松菓子工業組合に対し補助金、これは第2弾になりますが、57万6,000円を計上させていただきました。

現在、隕石をモチーフにしたお菓子を開発中でございますが、それを独り暮らし老人に配付して安否確認を行っていただく予定でございます。併せて、そのPR用のチラシ印刷代も1万5,000円ほど計上させていただいております。全額菓子工業組合への補助金であります。

そして、その下ですが、10月31日と11月1日に開催予定の全国健康福祉祭ぎふ大会の開催がございますが、こちらに全国から多くの方が訪れることを契機として町製品のPRを実施し、広く情報を発信するため、ねんりんピック実行委員会に対し91万8,000円の交付金を計上するものであります。

こちらにも先ほどの隕石をモチーフにしたお菓子を菓子工業組合が開発中でございますが、こちらをPR用に配布するということで、実行委員会にその金額を交付する予定の内容であります。

第6目の福祉会館費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策のため福祉会館に体温測定機器を設置するため、備品購入費を48万4,000円計上させていただきました。内容は、サ

ーモグラフィカメラを1台設置するものでございます。

そして、第2項 児童福祉費、第2目 こども館費でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症対策のため、現在建築にかかったばかりですが、新こども館に空気清浄機及び体温測定器を設置するため、備品購入費を195万4,000円計上させていただきました。

内容といたしましては、こども館とことばの教室の各部屋にそれぞれ空気清浄機を1台ずつ設置するというので、まず7台分、そしてサーモグラフィカメラを、こども館とことばの教室各1台計上するという内容でございます。

続きまして、第6款 商工費、第1項 商工費、第2目の商工業振興費でございますが、まず経営改善事業者支援補助金ということで、合計で1,525万円計上させていただきました。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コロナ禍または終息後を見据え、業態変換、販路開拓及び顧客獲得など経営改善に向けた取組を行う事業者への支援、負担軽減を目的として補助金を1,525万円計上させていただきました。150事業者を予定しておりまして、補助率は2分の1、補助金の上限は10万円以下、下限が5万円であります。25万円は商工会への事務費で、内容的には振込手数料とか郵送料でございます。

その下の住宅リフォーム支援補助金でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の家庭内での感染防止及びテレワーク等に対応する住宅環境の改善を図るとともに、地域経済の活性化を目的に町内施工業者で施工する住宅リフォームに対し補助するため、補助金を1,025万円計上させていただきました。

これはもう第2弾でございまして、議会からの提案もございましたので、計上させていただきました。100件分を予定しておりまして、補助率は2分の1であります。

以上、11件をコロナ対策で計上させていただきました。

歳入につきましては、今回の補正に伴い財源に充てていた財政調整基金繰入金で29万5,000円減額して計上させていただきました。なお、残りは全て国庫補助金で対応させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第32号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第33号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第34号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

第35号議案 岐阜県地方競馬組合規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

第36号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 19ページの総務費、企画費の中で、工事請負費ということで公共施設のフリーWi-Fi環境整備工事請負費ということで計上されております。これは、みなと公園とか運動公園という話だったんですが、認証方式は今の箱物の中でやっているのと同じような認証方式でやられるのかどうかということと、今、公民館とか役場というのは1時間で切れてしまうんですが、同じ方法を取られるのかどうかということ、そして公民館とかも含めてネットにつながる回線というのは独立した回線を使われるのかどうか、どこのプロバイダーにつながられるのかということについてお知らせください。

それと、公民館とか役場は1時間で切れるんですが、これについて何らかのクレームなり御意見なりが来ているのかどうかについてお聞きいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、19ページの第2款 総務費、第2項 企画費の第1目 企画総務費の中の工事請負費ということで、Wi-Fiの工事請負費の件で御質問をいただいておりますが、まずその接続方法と、あとその利用制限ですね、1回当たり1時間、そして1日3回というのは、現在公共施設で使っているその接続方法と制限は同じ取扱いをする予定でございます。

あと、そのプロバイダーにつきましては、CCNさんの独立回線を使うということにしております。

あと、その利用制限につきまして、現在私のほうにはクレームというものは来ておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 独立ということで同じ方法を使われるということで、例えば公園ですと町外の方もたくさんお見えになられると思います。特に運動公園にしてもみなと公園にしても、都市公園としては非常に町外の方が多くは多いです。なので、同じ方式だととてもつながりにくいというふうにお客様が思われるのではないかな、利用者の方が思われるのではないかなということが1点と、独立回線にしているというのはありがたいことだと思いますけれども、例えば1時間ですと、1回の講演とか、それから講義とか、研修とかというのは1時間で終わるものが逆に少なくて、途中でつなぎ直さなければならなかったり、知らない間に切れてしまったりということが結構ありまして、そういうクレームというのは私自身は幾つか承っておるわけですが、この1時間にした理由というのをいま一度、どういう理由で1時間にされたのか、なぜ1時間にされたのかということについて、いま一度お聞かせ願いたいと思います。

できれば、僕はせめて2時間単位ぐらいがいいと思うんですが、その辺についての御意見も一緒に伺いたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

まず、公園とか町外からたくさん見えるというようなことで、つながりにくくなるというような御意見と、あと1時間にした理由というようなことでございますが、実際にはこのWi-Fiですね、皆さんが持ってみえるキャリアでの通信の補完をするものというようなところも意味もありまして1時間、それを無制限にしますと、やはりその通信料というか多額にかかるということも出てまいりますし、現在は補完するものということで、1時間ということで設定をさせていただいているという理由でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 何となく腑に落ちない回答になるわけなんですけど、私から言うと。ずっと四六時中使えるようにしてくれと言っているわけではなくて、1時間ではなく2時間にせめてしてほしいというお願いをしていることに対して答弁がなかったと思うんですが、これは岐南町さんがフリーWi-Fiを検討したときに、岐阜市さんはドコモのフリーWi-Fiを導入されるときに、導入したら公共施設が子供たちで占領されてしまってゲーム三昧になってしまったということで1時間にされたというふうに伺っております。現在、例えばうちの中央公民館なり何なりで、そういう子供たちがたむろしてゲーム三昧をしているかという、1時間にしたということもあるかもしれませんが、逆に利用があまり進んでいないのじゃないのかなあと。あまりにもそういうつなげるのに手間がかかるというか、高齢者にとっては非常に、僕も講習をやりましたが困難を極める。自分のメールアドレスすら分からない方が大変お見えになるので、せっかく作っても利用が進まないようでは、仏作って魂入れずと

同じようなことになってしまうのではないかなというふうなことを非常に懸念しております。

それに比べると、例えば歴史未来館は非常に違いますよね。歴史未来館はパスワードを1個入れるだけで時間制限もなく使える。あそこはそうで、ほかのところはなぜ違うのかというこの違いについても一回お聞きしたいと思いますし、あそこはほかの公共施設では、なぜあそこまでそのシステムすら違うのかということですね。非常にあそこは使いやすいようになっています。

例えば、さっき全体を2時間にするのが難しいのであれば、以前、私も講演するときにお借りしたモバイルW i - F iを、例えば講習をやられているところには複数台あるので、それを積極的に使っていただいたり、講演会があるときなどは、その会場に幾つか持っていただいてつなげるようにしていただいたりとかいう、全体ができなければそういう形での配慮というのもしていただきたいと思いますし、できれば認証方法をもう少し簡単にして、最低でも2時間ぐらいの単位にはしていただきたいと思いますし、そのこと。それから、ずうっと四六時中ではないので2時間にできないかということと、歴史未来館との違いは、なぜそのように鮮明に違うのかということですね。それで、モバイルW i - F iを積極的に活用するという方向にはならないのかということについて、3つ質問させていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、3つの御質問にお答えをさせていただきます。

まず現在の公共施設の利用を2時間にということでございますが、一度そこは検討させていただきたいと思います。

あと未来館との違いということでございますが、未来館につきましては入場者を把握しているというようなこともありますし、中でいろんなスマホを見て動画をというのもございますので、そこは管理ができるということで、あのようなパスワードでやっておりますが、ほかの公共施設では不特定多数ということで、不特定多数の施設での自治体が設置するW i - F iということになっておりますので、あのような接続方法を取らせていただいております。

あと、モバイルW i - F iでございますが、以前にもお貸しをさせていただいておりますが、申請に町の行事とか、関連する行事でありましたら積極的にお貸しはするというところでございます。以上でございます。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） まず19ページですが、財産管理費の関係で、下門間のエミナンのところを門間地域の一時避難所として使うための第3目の財産管理費の第12節 委託料、その関係

の説明として受け止めてよろしいですね。

それで、この2階を一時避難所にされるということなんですが、大体どれぐらいの方が集まれるというか、利用できる最大の人数はどれぐらいになるのか、お尋ねします。

それから第3款の民生費、第1項 社会福祉費の第3目 老人福祉費の中で、ねんりんピックの機会に、銘菓の隕石のお菓子だけではなく、笠松町の今のあるいろいろのお菓子も含めてぜひ御披露していただくことにならないかと思うんですが、そのようなお店を開くとか、そんなことの計画について、もう少し教えてください。

隕石の分は、参加者にお土産を渡すということの予算なのか、それとも商工会を中心に菓子組合の方たちが、ここに名産品を披露していくというか販売していくような形のものになるのか、その辺もお尋ねします。

それからこども館についてですが、先ほどの説明の中で建設にかかったようなお話でしたが、大体の今の状況と、どのような形で進み、いつまで、今年度以内というふうなお話だったように思いますが、説明をしていただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは門間倉庫の避難者の状況についてお答えをさせていただきます。

2階という形でおっしゃったんですけれども、一応2階、3階という形で想定をさせていただいておりまして、おおむね1階当たりの床面積が、事務所部分が185平米ほどございます。大体1人当たりが4平米ほどと現在コロナ禍においては想定いたしておりますので、各フロア50名弱の方には避難がいただける状況にあるかと承知をしているところでございます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず民生費、老人福祉費の中のねんりんピックについてですが、こちらのほうの補正を上げさせていただいたのは、参加者の皆さんへの参加賞と記念品としてお配りする隕石まんじゅうとかのものについての予算でございまして、当日の販売というのは、実際スポーツ用品であったり、ねんりんピックの関連グッズであったり、あと観光特産品という形で、この笠松町のお菓子なども含めて当日販売を予定しております。こちらのほうはどのようなものにするかというのは今検討中でございます。

それからこども館につきましては、4月23日に安全祈願祭を行いまして、今工事に当たっての仮囲いが今されております。こども館の完成につきましては、この12月末までに完成というふうに予定をしております。以上です。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○6番（田島清美君） 20ページの先ほど長野議員も聞かれた、こども館の空気清浄機が7台とサーモグラフィーが2台とお聞きしたんですけど、その金額の内訳を教えてくださいということと、あと19ページの企画総務費の中の官学連携の青少年キャリアサポート業務委託料の110万円のところなんですけど、中高生対象と言われたんですけど、これは募集をして何名限定とかというふうなのか、ちょっとその辺の具体的なことを教えてくださいということと、要は手を挙げた中学生とか高校生は、大体どんなペースでこういった講義を受けるのか、ちょっとその辺が全然分からないんで教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

こども館につきまして、まず空気清浄機ですが、こども館に4台と、ことばの教室に3台の計7台です。それからサーモグラフィーカメラにつきましては、こども館に1台、ことばの教室に1台の計2台であります。一応新こども館で使うんですけれども、その前に購入しましたら、今の現在のこども館へ、ことばの教室においても使う予定であります。

それぞれの金額は、空気清浄機のほうが1台12万8,000円の消費税、それからサーモグラフィーカメラにつきましては1台44万円の消費税になっております。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、19ページの第2款 総務費、第2項 企画費、第1目の企画総務費の中の委託料で、官学連携青少年キャリアサポート業務委託の内容についてということでございますが、実際には、その業者を選定するときに企画運営ということで、内容はそこで業者と詰めていきたいと思っておりますが、今のところの想定では在住・在学、岐阜工業の生徒さんも見えますので、在住・在学の生徒さんを募集いたしまして約30人ぐらいの方を想定しております。3か月で5回ほどの講義であるとかワークショップであるとか、また高校生とかで、もう既に起業している方、その生の声を聞くというような機会もできればなというふうで、今のところはそのような想定をしているところでございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

間宮議員。

○1番（間宮寿和君） まず19ページのホームページデザイン修正ですが、先ほど少しお聞きしたのは、現在のものがスマートフォンに対応していないということで修正をするということではあったんですが、それに対しての400万円の費用なんですけど、私もこの業種に携わっている

人間として、ある程度金額の把握はしているつもりなんです、この修正だけで400万円というのはちょっとびっくりする金額ですので、その費用の内訳、例えばサーバーを替えるとか、そのサーバー代も含むとか、そういうようなことであればまた別なんです、修正費だけで400万円と上げているのであれば、どのようなあれでということもお聞きしたいところであります。

これは修正でありますので、新規ではありませんので、例えば何かいろんな相見積りを取るとか、そういうこともないのかもしれませんが、実際今ホームページを管理していただいている業者さんをお願いしたのであれば、ほかの業者さんとのいわゆる相見積りまで取れないかもしれませんが、平均どのぐらいの金額がかかっているのかということぐらいはきちっと把握した上で、出されてきた金額が適正なのかどうかということの確認をされるのかどうかということも含め、お聞きしたいところでございます。

もう一つ、先ほど川島議員がおっしゃられたWi-Fiの件ですが、各公共施設にあるWi-Fiですね、その部分でも、やはり私もいろんな携わっているところがあるので質問は多々受けます。多々受ける中で一番多いのは、あることすら知らない、Wi-Fiができるようになっていないことすら知らないという方が大多数です。実際、公民館の入り口や、そういうところに、例えばできるようになりましたよとか、よく喫茶店とか公共施設なんかを見ると、フリーWi-Fiなんて大きな看板が貼ってあるところがあったりしますが、役場であれ公民館であれ、あまりそういうの見かけないところもありますし、実際つないでいる人が、なかなか難しいかなという声も聞くには聞くんですが、それのつなぎ方であったりとか、そういうのも含め、どこかに説明文が、看板的なものが設置されていると、より皆さんも使われるんじゃないかなあという気がしますので、ぜひ皆さんにどんどん使っていただきたいものでありますので、即すわけじゃないんですけど、皆さんにフリーWi-Fiを使ってほしいよという意味でも看板的なものを設置していただけるといいかなあと。

先ほどモバイルWi-Fiの話もありましたが、部長からはどんどん使っていただきたいというお声もいただいたんですが、それすらも、やはりあるのかどうかということも知らない人が多いと思いますし、どこへどうやって言えば貸し出してもらえるのかということも全然分かっておられないと思います。そういうところも含めて、もっと皆さん町民の方々に、こういうのがあるんだよということを周知していただくようなことをしていただけないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、まずホームページのデザイン修正業務委託ということで400万4,000円の内訳でございますが、その中には、まずホームページのデザインとかコーディング適用費というのが含まれております。あと、ページのカテゴリーの精査費、あと

振り仮名等のアクセシビリティ向上ソフトの導入と、その年間使用料ということで組んでおります。

見積りをいただいた、お話をいただいたのは1社でございますが、実際には入札で決定をしていきたいと思っておりますので、この金額になるというわけではございません。

それと、公共施設のW i - F iにつきましては、各公共施設に一応W i - F i の接続の仕方とか、W i - F i ありますよという看板の設置をしておりますが、議員さん言われるように見にくいのかも分かりませんので、一度そこは精査をしてみたいと思っております。

あと、モバイルW i - F i につきましては、先ほど川島議員さんのときにも言いましたが、公共的な事業をする方にお貸しをするということですので、例えばその施設を利用されるときに、その施設の職員に御相談がありましたら、企画課を案内していただいて申請をしていただくということで、どなたでも貸せるというものではありませんので、公共的な事業に対して使用が必要であれば、その施設管理者に御相談いただければ、手続のほうを教えていきたいというふうで思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ある程度は分かったところではありますが、このホームページだけに限らずなんですけれど、全てが公共のものに関しての中で足元を見ているわけではないと思いますが、かなり高めのような気がしてならないです。全てのものがね。だから、このホームページに限らずというところではございますが、改めて本当にそれが適正な金額なのかどうかというのもきちっと調べていただきたいのと、もう一つ、その振り仮名のソフトというところで、これは提案的なことにもなってしまいうんですが、今、国際的な方、いわゆる外国の方が見られることも多くなってまいりました。もちろん笠松町にも日本人ではない方もたくさんお見えであると認識しております。そういう方のためにも振り仮名だけではなく、例えば外国の言葉に変わるであったりとか、そういうようなことも含めてやってもらえると、よりいいものができるんじゃないかなということは思う次第です。

もう一つ、先ほどのフリーW i - F i の件ですが、先ほど川島議員もおっしゃられましたが、入らないところであったりとか、そういうところも非常に多いです。公民館の中でもフリーW i - F i とうたってあるにもかかわらず、例えば大ホールは入りませんし、入る部屋というのは限られてきていると思います。そういうところを、逆に全館というふうにする必要もないと思いますので、例えば会議室であるならば、何々の集会室、どこどこの集会室は使えますよとか、そういうような明記も必要じゃないかなと思います。これはみなと公園等のW i - F i の管理のところでも一緒だと思いますが、例えば全部の公園の中、隅から隅まで全部使えるよということになってしまうと、なかなかこれは難しいことになると思うので、逆に言うと、スポ

ットじゃないですけど場所的に、ここの場所ではできますよというような、そういう表記のほうに逆に町民としては分かりやすいんじゃないかなと。その場所へ行ってやればいいわけですから、そういうような配慮も逆に必要じゃないかなと思っております。これは質問ではありませんので、以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

安田議員。

○9番（安田敏雄君） ちょっと確認ですけれども、今の19ページの財産管理費の工事設計監理委託料245万6,000円、これは財源は国・県からのコロナの対策かなと思っているんですが、今度これが工事が始まる。建物ももう二十数年たって大変老朽化されておるというようなことで、我々が議員になったときに取得したような問題の建物なんですが、それで今度、建設にかかったときは、またこれの10倍として2,000万円、3,000万円の改装費が要るのか、そこら辺、どのようなふうに思ってみえるのか。取りあえずこれは委託料だけで245万円なのか、また工事が始まれば国からお金がもらえるものなのか、そこら辺はどんな見通しか、分かったところで教えていただきたいと思います。

それと、20ページの老人福祉費のねりんピックなんですが、昨年コロナの関係で1年延期されたわけで、ゲートボール自体は下羽栗の米野地区と円城寺地区の方がやっていたいております。大変歩くのもおぼつかないような人が一生懸命骨折ってやってみえるもんで、前回ずっと前にターゲット・バードゴルフでレクリエーション協会で笠松町が会場でやったんですが、そのときも物販を売ったり、いろんな方に來ていただいてサポートしてもらって、あれは割合にぎわしくレクリエーション協会のターゲット・バードゴルフができたんですが、今回もあと5か月になってきたもんで、大体笠松町として予算的には、また実行委員会の隕石のお菓子を配ったりするのも予算をつけられますけれども、天候に左右されるもんで、10月31日にどんな天候になるか分かんんですが、そこら辺のことも鑑みて、今のゲートボール協会とのやり取りですね、どこら辺まで進んでおるのか、笠松町の職員も、たとえ2人でも3人でもお助けしていただいて、立派にこの笠松町のPRを兼ねてやっていただきたいと思いますので、ゲートボールの方のサポートですね、そんなようなこともどのように考えてみえるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えいたします。

それでは、私のほうからは南事務所の工事の関係でございまして、今回補正予算で予算措置させていただきましたのは、設計監理の委託料という形で措置をさせていただいております。副町長の提案説明でも申し上げましたように雨漏り等が発生しているということで、今回は屋

根の改修に係る部分でありますとか、あと玄関のひさしの防水改修のほか、事務所内部の内装の改修等を予定させていただいておるところでございます。

先般の県町の書庫がそうでありましたように、その修繕、改修の工法等、今後コストですとか耐久性、施工性とか、いろいろ構造等を検討する必要があるということで、今回そういった委託料を予算措置させていただいて、実情を調査した上で対応していこうと、こんなような考えでいるところでございます。

なお、御質問いただきました今後の工事費用等につきましては、今回こういったコロナ対策というような観点の中で事業を措置させていただいておりますので、できましたらそういったような交付金も活用しながら対応してまいれたらと現状考えているところでございます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

ねりんピックにつきましては、まず実行委員会と、それから運営委員会というものがございまして、その中には、もちろん笠松町長をはじめ各種団体、スポーツ関係でいきますと県のゲートボール連盟とか、それから町のゲートボール協会ももちろん入っていただいておりますし、そのほかレクリエーション協会であったりとか、あといきいきクラブであったりとか、例えば職員のほうでも、その運営委員会に部長の皆さんに入っていただいたりとかというふうで組織をつくっております。

当日はもちろんゲートボール連盟の皆さん、それから町のゲートボール協会の皆さんと連携しながら実施していくのはもちろんなんですけれども、当日、やはり会場のいろいろなところにスタッフがたくさん要りますので、町の職員にも応援をしていただいたりとか、あと町内会とか、それから商工会であったり、また工業高校であったりとか、いろんなところにボランティアとして参加もしていただいたりとかして、当日運営はしていく予定であります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとう。

公共施設の財産管理費の門間の関係も、僕が一番心配しているのは、まだこれは設計して2,000万円、3,000万円のお金が、果たして今部長の話では、何とか予算をつけたら国や県から頂けるのが確約できておるならいいんですが、これがまた町の単独でやらないかんようになるかも分らないのですが、見通しはどんなもんなんですか。国・県からお金が下りてくるものなのか、そこら辺はどんなふうに考えているのか。見通しを言っても分らないのですが、一遍ちょっと聞かせてもらえたらいいかなと思うんですが。

それと、ねんりんピックのほうは、本当に5か月になってきたんですね。また今のコロナの関係が、全国から選手の皆さんに来てもらえる状況になれば結構なんですけど、何とか笠松町のゲートボール協会の人も、岐阜県のゲートボール協会の方たちと緊密に連絡を取りがてらやってみえますので、笠松町が恥じるということじゃないんですが、少しでもサポートして、やっぱり人的に足りない分は町の職員なり皆さんにまた助けていただいて、とにかく高齢者が多いもんですから、どうしても動きが鈍くなっていると思いますので、そこら辺はしっかりサポートしていただきたいと。ねんりんピックのほうは、そんなふうでよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、お答えいたします。

いろいろ御心配いただきましてありがとうございます。

この調査等によりまして、どれぐらいの工事費が必要になってくるかということも未定の部分もございますが、現段階におきましては、この委託料自体を新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金を財源として充てさせていただいておりますので、工事費用についてもこの財源を想定しながら事業のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） ちょっと確認ですが、商工費、商工振興費のほうで経営改善と住宅リフォームの使い勝手をちょっと説明していただければありがたいと思います。やはり住宅リフォームの継続ということで大変皆さん利用されたそうですので、また今度こういう予算を組んでいただいたということですが、私もちょっと考えておることがありますから、この辺のところを詳しく教えていただければありがたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

商工費の2つの事業、経営改善事業者支援補助金1,525万円のまず御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、事業者の方がまず対象になりまして、この事業者の方が生き残りをかけまして、ウイズコロナとかアフターコロナを見据えた新たな取組ということで、業態変換とか販路開拓、顧客獲得などの経営改善に向けた取組を行った事業者に対して支援をするということで、こちらは今までの救済ではなく事業継続に意欲を持つ事業者を支援するというような中身になっております。例えば設備導入補助金ということで、キャッシュレス対応のレジスターとかを購入するとか、あとテークアウト事業実施のための冷蔵設備を導入するとかというものであるとか、あといろんな事業をするときの広報的なチラシ作成とか、ホームページ作成

費等々を現在想定しているところでございます。税込み10万円以上の事業費に対しまして2分の1の補助ということで、上限が10万円、下限が5万円ということを想定しているところでございます。こちらの事業は全て商工会が事業実施をいたしますので、商工会さんのほうに町として補助金を出すというものでございます。

もう一つの住宅リフォームの支援補助金ということでございます。

こちらにつきましては、現在コロナの家庭内での感染というのが非常に広まっているというところもございますので、この家庭内のコロナ感染対策のリフォームに対して補助金を出します。そのために、町内のリフォーム等の事業者を募集してから進めるというところでございます。例で申し上げますと、非接触型の玄関ドアであるとか非接触型のトイレ、蛇口ですね。あとまた最近ですと、玄関先に手洗い場、入ってすぐ手洗いをするというようなことで手洗い場を設置するとか、換気設備の増設、あと壁や床などの抗菌クロス・フローリングなどを現在は想定しているところでございます。こちらにつきましても補助率2分の1、上限10万円、下限5万円ということで、こちらの事業も商工会さんの事業に対しまして町が補助金を出すというようところでございます。以上でございます。

○8番（岡田文雄君） はい、分かりました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和3年第1回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時23分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年5月7日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 岡 田 文 雄

議 員 川 島 功 士